

# 性犯罪・性被害の予防に向けた取組の充実を目指して

～児童生徒を加害者にも被害者にも傍観者にもさせないために～

函館市教育委員会教育指導課

## 〈はじめに〉

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。学校教育活動においても取組の充実が求められています。

このことを踏まえ、函館市教育委員会としましては、このたび、本市の児童生徒が、性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、学校において児童生徒に係る性被害の予防に向けた取組を推進していくことが重要であるとの認識にたち、各学校で共通して指導する内容等についてまとめました。

本資料では、性被害の未然防止、早期発見・早期対応に向けた対応等について記載しており、特に、「子どもからSOSがあったら?」と題して、性被害の相談を受けた場合の対応等について重点的に示しています。万一、児童生徒たちが性暴力等に遭ってしまった時、その「からだ」や「こころ」を守るために、この資料を活用してください。

なお、指導にあたっては、①児童生徒の発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ること などに配慮するとともに、事前に、児童生徒に対して集団指導する内容と個別指導する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切です。

## 子どもからSOSがあったら?

万一に備え、初期対応について

先生方で共通理解を図りましょう!

### ○ もしも性被害を打ち明けられたら

- ・子どもたちが打ち明けてくる言葉を聞いて、「まさか」と思うことがあるかもしれませんが、まずは**子どもの話を否定せず気持ちに寄り添う**ことが大切です。疑ったりうろたえたりすると、話を撤回し、二度と話してくれなくなるかもしれません。
- ・性的なことを語ることは子どもにとって辛く、負担の大きいことです。担任や管理職、養護教諭など、入れ替わり立ち替わり聞き出すことはせず、**話を聞く担当を決めるように**しましょう。また、教師のところに来たのに、何も言わずに黙ったままただむだけの子もいるかもしれませんが、「**沈黙は勇気をためる時間**」と捉え、急かさず待つてあげましょう。
- ・まず確認するのは「誰に」「何をされたか」で十分であり、「どのように」など出来事の詳細については、無理に聞き出さないようにしましょう。



### ○ 子どもに「誰にも言わないで」と言われたら

- ・性被害の対応には専門家の支援が必要になりますので、「**わかった**」と**安易に約束しない**ようにしましょう。
- ・何が心配なのか子どもの気持ちを聞いて、その思いを受け止めつつ、「あなたを守りたいから、どうするのが一番いいか専門の人に相談するね」「あなたの気持ちも伝えるね」などと伝えてください。

### ○ 専門家へつなぐ

- ・内容を確認したら、まず子どもの安全を確保してください。そして、校内の担当者や管理職に速やかに報告して、しかるべき対応をとりましょう。
- ・**家庭内での虐待が疑われる場合は、子どもを帰宅させず、学校内など安全な場所にとどめておいた上で、函館市子ども未来部次世代育成課および児童相談所に通告**してください。

## Point 1 性犯罪・性被害の予防に関する教育・指導の充実

- 学校における性に関する指導は、小・中学校、高等学校において学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて実施します。
- 子どもが SNS に触れる機会が増え、性犯罪や性被害につながるものが懸念されていることから、情報モラル教育に関する指導の充実を図ります。

## Point 2 教育相談の充実

- 学級担任、生徒指導担当教諭、養護教諭等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図ります。
- 万一、児童生徒が性被害等に遭った時でも早期発見につなげるために、「はこだて子どもほっとライン」などの電話相談窓口を周知するほか、児童生徒が相談しやすい体制を整備し、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアに努めます。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやこころの相談員の派遣に努めます。

## Point 3 教員の研修

- すべての教員が、児童生徒に対する性暴力・性被害にかかわる正しい知識を身に付け、相談を受けた場合に適切に対応できるようにするとともに（前項「子どもからSOSがあったら？」参照）、南北海道教育センターが主催する研修や訪問研修を活用したり、さらには、RIFCRなどの研修会を受講したりするなどして、資質向上を図ります。

## Point 4 関係機関との連携

- 児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導するために、教科等における指導のほか、必要に応じて、外部関係機関によるプログラムを取り入れたり、専門性の高い外部講師を活用したりするなどして、性教育に関わる指導の一層の充実を図ります。

名 称	主な内容	連 絡 先
函館 YWCA・CAP グループ	【様々な暴力から自分のこころとからだを守る暴力防止のための予防プログラム】 ・ロールプレイ ・ディスカッション ・発表 など	0138-51-5262
函館・性と薬物を考える会	【性に関する教育・薬物乱用防止教室】 ・講義 など	0138-59-0006
函館人権擁護委員連合会	【デート DV】 ・講義 ・DVD 視聴	0138-26-0420
函館市子ども未来部子育て支援課	【デート DV】 ・講義 ・ロールプレイ ・DVD 視聴	0138-21-3010